（一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請）

第三十一条の五　法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の数

二・三　（略）

（管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請）

第三十一条の五の二　法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該管理者が管理する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地

三　（略）

2　前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。

（定款及び寄附行為の変更の認可）

第三十三条の二十五　（略）

2　定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3・4　（略）

（医療法人台帳の記載事項）

第三十八条　令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の名称及び所在地

五～十　（略）

2　（略）

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二　法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

一　医療連携推進区域において、病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人

二～五　（略）

（大都市の特例）

第四十三条の三　令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで、第九条の十五の二、第二十三条、第四十八条の二、第五十条、第五十一条の二、第五十二条の二、第五十三条の二、第五十四条の二並びに第五十五条の二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の二

（一人又は二人の理事を置く場合の認可の申請）

第三十一条の五　法第四十六条の五第一項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の数

二・三　（略）

（管理者の一部を理事に加えない場合の認可の申請）

第三十一条の五の二　法第四十六条の五第六項ただし書の規定による認可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一　（略）

二　当該管理者が管理する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

三　（略）

2　前項に規定する申請書の提出と同時に、第三十三条の二十五第一項の規定により、いかなる者であるかを問わずその管理者を理事に加えないことができる病院、診療所又は介護老人保健施設を明らかにする旨の定款又は寄附行為の変更の認可の申請書の提出を行う場合は、前項第一号の記載を要しない。

（定款及び寄附行為の変更の認可）

第三十三条の二十五　（略）

2　定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3・4　（略）

（医療法人台帳の記載事項）

第三十八条　令第五条の十一第一項の医療法人台帳に記載しなければならない事項は、次のとおりとする。

一～三　（略）

四　開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の名称及び所在地

五～十　（略）

2　（略）

（地域医療連携推進法人の社員）

第三十九条の二　法第七十条第一項及び第七十条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者であつて、営利を目的としないものとする。

一　医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設（以下この章において「病院等」という。）を開設する個人

二～五　（略）

（大都市の特例）

第四十三条の三　令第五条の二十三の規定により地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市が医療に関する事務を処理する場合においては、第一条の十四第一項、第三項から第六項まで及び第八項から第十一項まで、第三条第一項、第七条から第九条まで並びに第二十三条並びに附則第五十条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第十九条第二項及び第三項、第二十一条、第二十一条の二第二項及び第三項並びに第二十一条の四中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第二十二条の四の二中「都道府